

Hong Kong Tax Alert

28 May 2025
2025 Issue No. 11



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY安永

Shape the future
with confidence
聚信心 塑未来

香港、グローバル・ミニマム課税導入法案が立法会の第三読会で可決

2025年5月28日、2024年度内国歳入法(多国籍企業グループに対する最低課税)修正法案(以下、「法案」)が、立法会の法案審議委員会での修正(以下、「CSA」)を取り入れた後、第二読会と第三読会の審議を経て可決されました。

立法会で可決された法案は、政府官報に掲載され、正式に法律(以下、「新法」)となる予定です。

新法についてのご質問、トップアップ税申告、または移行期の国別報告セーフハーバー(以下、「移行期間CbCRセーフハーバー」)の適用資格をご検討中の場合、ご担当の税務専門家にご相談ください。

新法

この新法は、経済協力開発機構(以下、「OECD」)が公表したモデルルールの一部として、グローバル税源浸食防止(以下、「GloBE」)ルールの下で連動する2つのルールである、所得合算ルール(以下、「IIR」)と軽課税所得ルール(以下、「UTPR」)を香港で施行するためのものです。

また、新法では香港ミニマムトップアップ税(以下、「HKMTT」)と呼ばれる国内ミニマムトップアップ課税が導入され、その設計と特徴はGloBEルールと同様です。

HKMTTはIIRおよびUTPRよりも優先されるため、対象となる多国籍企業(以下、「MNE」)グループの香港構成事業体(以下、「CE」)の軽課税利益はまずは、HKMTTの対象となります。これにより、香港で行われる経済活動に対する香港の課税権は維持されることになります。

HKMTTは、適格国内ミニマムトップアップ税のセーフハーバー(以下、「QDMTT SH」)として認められることを意図しており、それにより、IIRおよびUTPRに基づくトップアップ税はゼロとなります。

HKMTTに基づくトップアップ税は、対象MNEグループの超過利益について、グローバル最低税率15%と香港における当該グループの実効税率(以下、「ETR」)との差額に基づいて課されます。そのため、香港内の当該グループの各CE間でETRが混在する可能性があります。

HKMTTの適用上、条件を満たしている場合、GloBE所得は現地会計基準に基づいて計算されます。この会計基準には、(a)国際財務報告基準(IFRS)と、(b)香港公認会計士協会が定める会計基準(香港財務報告基準を含む)が含まれます。

新法は、2025年1月1日以降に開始する事業年度について、当年度の直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループに適用されます。

ただし、香港におけるUTPRの導入は、財務長官が指定する日まで延期されます。

立法アプローチ

新法は、モデルルールに対して若干の修正を加えて内国歳入法(以下、「IRO」)に直接組み込んでおり、新たに設けられたIROのパート4AAと新スケジュール61～65に規定されています。

これらの制定されたGloBEルールについては、OECDが公表したモデルルールに関するコメントリーや実務ガイダンス(以下、「AG」)の要件や指針と最も整合性が取れる形で解釈・適用しなくてはならないという具体的な規定が設けられています。

また、当該GloBEルールとIROの既存の規定がどのように相互作用するかについての具体的な規定もあります。

これには、(i)海外で支払われたQDMTTについて、香港の国外源泉所得非課税制度(以下、「FSIE税制」)の下で国外源泉所得(配当金など)が香港で課税対象となる場合における香港での税額控除または損金算入の取扱い、(ii)IROのセクション61Aに規定される現行の一般的租税回避防止規定が、追加的なセーフガードを設けた上で、IIR/UTPRおよびHKMTTに基づくトップアップ課税に係る取引へ適用されること、(iii)異議申立、税務調査の期間制限、IROの罰則規定などの既存の税務実務メカニズムについて、必要な修正を加えた上で、IIR/UTPRおよびHKMTTに係る税務調査へ適用されることが含まれます。

法案審議委員会の修正(CSA)

CSAは、(i) IIR/UTPRおよびHKMTTの税務調査の期間制限など、税務実務メカニズムに関する利害関係者の懸念のほとんどに対処し、(ii)法案における一般的租税回避防止規定としての主要目的テスト案について、追加的なセーフガードを設けた上でIROのセクション61AIに置き換え、(iii)海外で支払われたQDMTTと香港のFSIE税制との関係を明確にしました。

その他のCSAは、主に実務的な事項や明確化に関するものであり、関連するGloBEルール(特にその中で規定されているセーフハーバー・ルール)を適切に法案に反映させることを目的としています。

さらに、一部のCSAは、法案の官報掲載後にOECDが公表したAGも取り入れられており、これには(i)QDMTT SHに関する追加的な不適格条件、(ii)移行期間CbCRセーフハーバーの対象税額の算定から、税制導入前の税務上の欠損金に係る特定の繰延税金費用を除外することが含まれます。

今後、OECDがモデルルールのコメントリーやAGを随時更新・公表することが想定されることから、新法には、これらの最新のコメントリーやAGを補助法令として迅速に採用できるよう、立法手続きを簡素化する規定が設けられています。

GloBEルール、セーフハーバー・ルール、CSAの詳細については、EYの香港タックスアラート(第2号¹、第4号²)をご参照ください。

今後取るべき行動

必要な情報の収集と人員確保に向けて準備を

暦年決算のMNEグループの場合は、決算日から6ヶ月以内、すなわち2026年6月30日までに、新税制で要請される通知をする必要があります。

GloBE情報申告書(以下、「GIR」)は200以上の項目の情報を要求しており、2025年がGloBEルール施行の初年度または移行年度である場合、その提出期限は年度末から18ヶ月後、すなわち、暦年決算の対象MNEグループは2027年6月30日までに提出する必要があります。

ただし、そのグループが2024年にすでに海外でGloBEルールの対象となっている場合、GIRの提出期限は年度末から15ヶ月後(暦年決算の対象MNEグループの場合は2027年3月31日)となります。

香港UPEの場合、GIRおよび香港トップアップ税の申告に必要な情報は非常に多く、その収集には香港および海外にあるグループの全てのCEから、情報入力への協力と努力が必要となります。

さらに、モデルルールとは、国・地域ごとのETRと超過利益の計算に関する一連の複雑な規則です。この計算には、財務会計システムから容易に入手または抽出できない多くの情報が必要です。例えば、GloBEルールに基づく対象税額の計算において、繰延税金勘定の調整に必要な情報などが考えられます。

そのため、対象MNEは、モデルルール、コメントリー、およびAGの内容を十分に理解しているだけでなく、必要に応じて、財務情報システムやその他の情報システムを見直し、必要な情報の収集を容易にする新機能を組み込む必要があると考えられます。

さらに、グループ内でGloBE関連事項に関わる人的資源と専門知識をどのように確保するかについても検討が必要となるでしょう。

移行期間CbCRセーフハーバーの適格性の検討

移行期間中、対象MNEグループは、特に移行期間CbCRセーフハーバーを利用できるかどうかを検討する必要があります。この移行期間CbCRセーフハーバーの適用条件を満たす場合、複雑なモデルルールに基づいて国・地域ごとのETRを計算する必要がなくなります。

移行期間CbCRセーフハーバーの下では、対象MNEグループが総収益、ETR、経常利益に関する3つの基準のいずれかを満たす場合、その特定の国・地域におけるトップアップ税額はゼロとなります。このセーフハーバーは、MNEグループの適格国別報告書に含まれる国・地域別の総収益および税引前当期純損益情報と、適格財務諸表に含まれる国・地域別の税務情報に基づいて運用されます。この制度の適用は、2026年12月31日以前に開始し、2028年6月30日以前に終了する全ての事業年度を対象とする移行期間に限定されます。また、このセーフハーバーは、“once out, always out(一度適用外になると、その後も適用外)”というアプローチを採用しています。つまり、対象MNEグループがある国・地域について前事業年度において、このセーフハーバーの適用を選択しなかった場合、当該グループは、その国・地域について翌事業年度以降も本制度の適用を受けることができません。

QRTCに基づく優遇税制措置の提供についての政府への働きかけ

現在、香港では特定の優遇税制が多くあり、例えば適格船舶・航空機のリース事業者やリースマネジメント事業者向けのものでは、8.25%、場合によっては0%の軽減税率が適用されています。

¹ 当該タックスアラートは以下のリンクからアクセスできます。

[香港 グローバル・国内ミニマム課税制度の2025年導入法案を公表、他](#)

² 当該タックスアラートは以下のリンクからアクセスできます。

[香港政府、グローバル・ミニマム課税\(GMT\)・香港ミニマムトップアップ税\(HKMTT\)の法案に関する懸念意見の大半に前向きに対応](#)

このような優遇を受けている企業が、対象MNEグループに属している場合、香港における同グループの他のCEのETRと合算しても香港のETRが15%を下回る場合には、HKMTTに基づく15%の基準まで香港で支払うべき税金を上乗せする必要があります。

また、香港政府は、優遇税率の代わりに、税額控除（例えば、実際に発生した関連費用に基づいて付与される控除）の方法で優遇税制措置を与えることもあり得るでしょう。

このような税額控除は、通常の法人税率16.5%で課される利益に係る納税額と相殺されます。相殺後も、企業が香港で実際に支払うべき税額は、依然として優遇税率が適用された場合と同等となる可能性があります。

香港における優遇税制措置が税額控除の形式で与えられる場合、当該税額控除は、ETRの算定において対象税額の減額ではなく、GloBE所得として扱われます。このような取扱いの条件は、当該税額控除がモデルルールに基づく適格還付税額控除（以下、「QRTC」）に該当することになります。

優遇税率の付与の場合と比較して、QRTCによる優遇税制措置の付与は、ETRの引き下げに及ぼす影響がはるかに小さくなると想定されます。

基本的に、QRTCとして認められるためには、企業が資格条件を満たす日から4年以内に、現金または現金同等物で税額控除されることが必要です。

香港政府は、QRTCを通じた優遇税制措置の付与について、実際の現金支出を伴うことから乱用の可能性を含め、歳入への影響を懸念している可能性があります。利害関係者はこれらの懸念点に関して、政府の決定を尊重し、影響を与えることを検討してもよいでしょう。

新法、GIRの申告、トップアップ税申告、または移行期間CbCRセーフハーバーの適用資格についてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。



Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services		
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com		
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting			Business Tax Services / Global Compliance and Reporting		
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services		
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com	
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com	
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services		
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com				
China Tax Services			US Tax Services		
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	International Tax and Transaction Services	
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting				International Tax Services
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com	
International Tax Services	Transfer Pricing Services				Transfer Pricing Services
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services		
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Tax Technology and Transformation Services	
People Advisory Services			Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com			
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com				
Asia-Pacific Tax Centre					
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services			
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	US Tax Desk				
		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

05118-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/China



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.